

# 特定非営利活動法人いのちきサポート定款

## 第一章 総則

### (名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人いのちきサポートという。

### (事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を大分県大分市新貝7番33号に置く。

### (目的)

第3条 本法人は、障害を持つ当事者自身が運営の中心となって、障害による様々なハンディキャップを抱える人たちが、豊かで安心できる地域生活の支援に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動

### (事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業及び移動支援事業
- (2) 介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
- (3) 障害による様々なハンディキャップを抱える人たちの地域生活支援に係わる移送サービス事業
- (4) 障害による様々なハンディキャップを抱える人たちの地域生活に関する情報の収集提供及び機関誌の発行・普及事業
- (5) 障害による様々なハンディキャップを抱える人たちの権利擁護に関する啓発及び推進活動事業
- (6) 障害による様々なハンディキャップを抱える人たちに関する講演会、講座又はイベント等の企画運営事業
- (7) 障害による様々なハンディキャップを抱える人たちの住宅改善におけるコーディネート事業

- (8) 地域福祉に関する講演会、講習会等への講師派遣事業
- (9) 関連機関との連携、協力及び支援事業
- (10) その他の前各号の事業を行うに必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 本法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

#### (1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

#### (2) 活動会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動に参加する個人

#### (3) 利用会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動により利益を受ける個人

#### (4) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体

### (入会)

第7条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、理事会の議決を経て、別に規則において定める。

### (退会)

第9条 会員で本法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 本法人が解散したとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 会員が会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本法人の定款又は規則に違反したとき
  - (2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う前に、総会において、当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第11条 本法人は、会員がすでに納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本法人に、次の役員を置く

- (1) 理事 3人以上10人以下
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は総会で選任する。
- 4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のために職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第19条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、本法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 定款の変更

- (3) 合併
- (4) 解散
- (5) 理事の解任、報酬
- (6) 監事の選任、解任、報酬
- (7) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (8) その他本法人の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
  - (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつた場合
  - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があつた場合

(総会の招集)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその審議事項を示した書面をもって、開会日の少なくとも7日前までに招集通知を発信して行わなければならない。
- 3 前条第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、理事長は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があつたにもかかわらず、理事長がこの請求の時から1ヶ月以内に会議を招集しないときは、請求をした者（ただし、前条第2項第2号の場合においては、請求をした者の代表者）は、会議を招集することができる。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、出席した理事の中から理事長が指名する。ただし、第22条第2項第2号の請求があつた場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総会における議決事項は、第23条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があつた場合は、この限りではない。

- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は他の正会員を代理人として表決権を行使することができる。
- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決権を行使する正会員は、第25条及び前条第1項、次条第1項及び第45条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合においては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要と議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他本法人の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があった場合

(3) 第14条第4項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに招集通知を発信して行わなければならぬ。但し、理事会構成員の3分の2以上の同意があれば、書面以外の他の方法による招集通知に代えることができる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事3人以上の出席がなければ議決することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会において、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は他の理事を代理人として表決権を行使することができる。
- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決権を行使する理事は、第34条及び前条第1項、次条第1項第2号の規定の適用については理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 資産

(資産の構成)

第38条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

## 第7章 会計

(事業年度)

第41条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第42条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

(事業報告および決算)

第43条 本法人の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表等の決算に関する書類は、理事長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

(剩余金の処分)

第44条 本法人の決算において、剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、角界散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解 散)

第46条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前条第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合 併)

第47条 本法人は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属)

第48条 本法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社会福祉法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第50条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第51条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第52条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 杂准 貝II

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年の通常総会の開催日の属する月の末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会員の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、以下に掲げる額とする。
  - (1) 正会員及び賛助会員
    - ①入会金 一口2000円
    - ②年会費 一口2000円